(b) 石油及び石油製品に関連する倉庫サービス（CPC七四二）	SS	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4) 約束しない。	
(c) 貨物運送の代理店サービス（海上貨物利用運送サービスに関連するサービスを除く。）（CPC七四八）	SS	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(d) その他 (a) 通関業サービス（日本国の税関に関連するもの）	SS	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	
(b) その他		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
I　その他の運送サービス		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	
12 いずれの分野にも含まれないその他のサービス		(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	

（Bは、モンゴル語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編（第七・四条関係）　最恵国待遇の免除に係る表

日本国の表

分野	第七・四条の規定に適合しない措置の概要	免除の期間	免除の必要性を生じさせている状況（注）
海上貨物利用運送サービス	海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）に関連するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政府によるその登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け又は同様の登録を行うことができる外国の会社に対してのみ与えられ、又は行われる。 注　「複合運送サービス」とは、国際海上運送と道路運送又は鉄道運送とのあつ組合せによる貨物運送サービスであつて、複合運送事業者（日本国の特定の約束に係る表において、海上運送サービスに対する補助的なサービス（補助的な特定サービスを含む。）の分野における注釈に定義されるものをいう。）が宅配便の形で提供するものをいう。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	海上貨物利用運送サービス（複合運送サービス（注）に関連するサービスを含む。）を提供するための営業許可又は政府によるその登録は、日本国の会社が当該サービスについて同様の許可を受け又は同様の登録を行うことができる外国の会社に対してのみ与えられ、又は行われる。 注　この欄の記述は、情報であり、約束の一部を構成するものではない。
国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）	日本国の船舶運航事業者が外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益若しくは不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されているとき又は当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a) 日本国の港への入港 (b) 日本国の港における貨物の積込み又は取卸し	この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従つて検討される。	日本国の船舶運航事業者がモンゴル国において不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。
エネルギー・サービス	電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第七・二条(m)の規定に基づいて、サービスを除く。）について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。	無期限	エネルギーの効率的かつ安定的な供給を確保する必要がある。
漁業に関連するサービス	日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、第三国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給	無期限	漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。

附属書七（第八章関係）　自然人の移動に関する特定の約束

第一編　日本国の特定の約束

日本国は、この編の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるモンゴル国の自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　モンゴル国の短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するモンゴル国の自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節　モンゴル国の企業内転勤者

1　次の(a)から(c)までの要件を満たすモンゴル国の自然人については、三箇月間、一年間、三年間又は五年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、三箇月間の入国及び一時的な滞在については、日本国内における当該自然人の予定される事業活動期間が三箇月以下である場合に限り、許可される。

(a)　日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供し、又は日本国内において投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b)　当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任する者であること。